

理由書

広島県知事 様

広島県三次市十日市東4-6-1

芸備 広子

芸備

平成26年5月5日 食事に行った帰り、宅地建物取引士証を入れていた財布を落とし、捜しましたが見つかりませんでした。警察にも届けましたが、まだ連絡がありません。業務で宅建士証を使用するため、再交付をお願いします。

今後このようなことが無い様十分注意します。

また、紛失した主任者証（宅建士証）が出てきたときには、直ちに県に返納することを誓います。

- ・再交付申請に至った経緯
- ・今後このようなことが無い様注意する旨
- ・紛失した宅建士証（主任者証）が発見された場合は直ちに返還する旨

以上を必ず盛り込むこと。